

○三好市生涯学習のまちづくり事業補助金交付要綱

令和5年7月20日

告示第78号

(目的)

第1条 この告示は、地域コミュニティの活性化とともに、生涯学習社会の実現に向けた取り組みを行う団体に対して予算の範囲内で交付する三好市生涯学習のまちづくり事業補助金(以下「補助金」という。)に関し、三好市補助金交付規則(平成18年三好市規則第45号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 この補助金の交付対象は、次に各号に掲げる要件を全て満たす団体とする。

- (1) 団体の構成員のうち過半数が市内に住所を有していること。
- (2) 市内に団体の活動拠点を有し、主たる活動の場が市内であること。
- (3) 広く一般市民にアピールできる取り組みを行う団体であること。
- (4) 公共の利益に反する行為を行わない団体であること。

(補助対象事業)

第3条 この補助金の交付対象は、文化活動、まちづくり事業、交流事業、奉仕活動等の三好市の活性化や生涯学習活動の推進に寄与する事業とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項のいずれかに該当する事業は、補助金の交付対象としない。

- (1) 国、県、市等の他の補助金等を受けている事業
- (2) 地区住民の親睦的事業
- (3) 事業の効果が特定の個人又は団体にもみ帰属する事業
- (4) 専ら営利を目的とし、公益性を欠く事業
- (5) 補助金の交付の申請を行う日が属する年度内に完了しない事業
- (6) 政治活動又は宗教活動を目的とする事業
- (7) 市長が補助対象事業として適当でないと認める事業

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、補助対象事業を実施するために必要な別表に定める経費とする。

(補助回数の制限)

第5条 補助金の交付は、同一の年度内において、同一の団体に対して1回のみとする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は補助対象経費の3分の2以内で、1事業につき10万円を限度とする。

2 前項の補助金の額に1,000円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額とする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする団体(以下「申請団体」という。)は、三好市生涯学習のまちづくり事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に申請するものとする。

(1) 三好市生涯学習のまちづくり事業計画書(様式第2号)

(2) 収支予算書(様式第7号)

(3) その他市長が必要と認める書類

(審査)

第8条 補助金交付の適否及び額の審査は、副市長、教育長、教育次長及び社会教育課長が行い、市長に報告するものとする。

2 補助金交付の審査基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 本市の活性化に資するものであること。

(2) 本市の生涯学習活動の推進に寄与するものであること。

(3) 事業計画及び予算計画に実現性があること。

(4) 公共性及び公益性を有する事業であること。

(補助金の交付決定)

第9条 市長は、前条の報告により補助金を交付することが適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、三好市生涯学習のまちづくり事業補助金交付決定通知書(様式第8号)により申請団体に通知するものとする。

2 市長は、前条の報告等により補助金を交付することが不適当と認めるときは、補助金の不交付を決定し、三好市生涯学習のまちづくり事業補助金不交付決定通知書(様式第9号)により申請団体に通知するものとする。

(補助対象事業の変更等)

第10条 前条第1項による通知を受けた申請団体(以下「補助対象団体」という。)は、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、三好市生涯学習のまちづくり事業補助金変更(中止・廃止)承認申請書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(1) 補助事業を中止又は廃止しようとするとき。

(2) 補助金の額が増額又は減額となる変更をしようとするとき。

- (3) 事業内容の重要な部分を変更しようとするとき。
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) 三好市生涯学習のまちづくり事業変更(中止・廃止)計画書(様式第4号)
 - (2) 収支予算書(様式第7号)
 - (3) その他市長が必要と認める書類
- 3 前項第2号の添付書類は、変更前を上段(括弧書)に、変更後を下段に二段書きにしなければならない。
(補助金の変更決定)

第11条 市長は前条の規定による変更申請を受けたときは、これを審査し、適当であると認めるときは、補助金の変更交付を決定し、三好市生涯学習のまちづくり事業補助金変更(中止・廃止)決定通知書(様式第10号)により補助対象団体に通知するものとする。

(実績報告)

第12条 補助対象団体は、補助対象事業が完了した日から起算して30日以内、又は補助金の交付の決定を受けた日が属する年度の末日のいずれか早い期日までに、三好市生涯学習のまちづくり事業補助金実績報告書(様式第5号)に次に掲げる書類に添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 三好市生涯学習のまちづくり事業実績書(様式第6号)
- (2) 収支精算書(様式第7号)
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第13条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合においては、これを審査し、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、三好市生涯学習のまちづくり事業補助金交付額確定通知書(様式第11号)により、補助対象団体に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第14条 補助対象団体は、前条の規定により補助金の交付を受けようとするときは、三好市生涯学習のまちづくり事業補助金請求書(様式第12号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の概算払)

第15条 市長は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、補助対象団体に対し、補助金の全部又は一部を概算払により交付することができる。

2 前項の規定により補助金の概算払を受けようとする補助対象団体は、三好市生涯学習のまちづくり事業補助金請求書(様式第12号)を市長に提出しなければならない。

3 第1項の規定により補助金の概算払を受けた補助対象団体は、収支精算後に残高が生じた場合は、残高をすべて市へ返還しなければならない。

(補助金の交付決定の取消し等)

第16条 市長は、補助対象団体が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、当該取消しの部分について、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めて返還を求めることができる。

(1) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき

(2) 第12条の規定による実績報告を提出しないとき

(3) その他この告示の趣旨に著しく反する行為が認められたとき

2 市長は、前項の規定による取消しをしたときは、三好市生涯学習のまちづくり事業補助金交付決定取消通知書(様式第13号)により、補助対象団体に通知するものとする。

3 市長は第1項の規定により補助金の返還を求めるときは、三好市生涯学習のまちづくり事業補助金返還命令書(様式第14号)により、補助対象団体に命ずるものとする。

(書類の保管)

第17条 補助対象団体は、当該補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類及び帳簿を、補助事業の完了の日又は廃止の承認を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(その他)

第18条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年8月1日から施行する。

別表(第4条関係)

補助対象経費

項目	内容	備考
報償費	外部講師に対する謝金等	
旅費	外部講師に対する交通費及び宿泊費等	
需用費	事業の実施に必要な消耗品費、印刷製本費、燃料費等	
役務費	事業の実施に必要な郵便料、送料、情報通信費、運搬費、電話代、保険料及び手数料等	
使用料及び賃借料	事業の実施に必要な施設の使用料、車両及び機器等の賃借料等	
原材料費	事業の実施に必要な原材料等	
備品購入費	購入することで今後の継続・自立した活動に繋がると認められるもの	全体事業費の30%以内とする
その他市長が適当と認める経費		

